

センター からの



岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2016.1月発行)

Contents

- マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意
- 結婚式場の解約トラブル～契約前に「約款」の確認を
- 消費者教育コーディネーター人材育成公開講座を開催します
- 水を吸うと膨らむ!高吸水性樹脂製品の誤飲に注意
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えて下さい。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意

マイナンバー制度に便乗した「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」「マイナンバーが漏れいしている」などといった不審な電話・訪問・メールに関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

マイナンバーの利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。不審な電話はすぐに切り、メールは相手にしないでください。来訪の申し出があっても断ってください。万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活相談窓口(消費者ホットライン188)や警察に相談してください。

なお、マイナンバー制度の仕組みなど全般については、**マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178**で受け付けています。

～全国の消費生活センターに寄せられている相談事例～

- 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。
- 消費生活センターを名乗る男性から電話があり、「あなたのマイナンバー情報が大手企業3か所に漏れている。取り消してあげます」と言われた など



「シニア向けスマホ・ケータイ・ネット教室 ～安全に使うために知って欲しいこと～」

平成28年
2月12日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

消費生活講座



講師：(株)NTTドコモ

「楽しく」「安全に」スマートフォンや携帯電話を使っていただくための知識や操作方法をわかりやすく学んでいただけます。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL **086-226-1019** FAX **086-227-3715**

電子メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

結婚式場の解約トラブル ～契約前に「約款」の確認を



「結婚式」をめぐる消費者トラブルの相談が寄せられています。中でも多いのが式場をキャンセルすることになった際の「キャンセル料が高い」や「申込金を返してくれない」という相談です。式場をキャンセルするには、原則として、「約款」などで定められたキャンセル料を支払うこととなりますが、契約時の確認不足からトラブルになっているケースも見受けられます。

全国ではキャンセル料について、事業者から請求された金額が高すぎるとして裁判になったケースも複数ありますが、キャンセル料の金額が問題となった近年の裁判の流れを見ると、消費者側の主張が認められることが難しい状況となっているため、キャンセルという事態に至らないよう未然にトラブルを防ぐことが重要です。

結婚式場の契約は、一般的に契約締結から当日までの期間が長く、契約が終了するまでに予期しないことが起こったり、打ち合わせを重ねる中で式場への不信感が生じたりして、キャンセルに至ってしまう可能性もあります。

ウェディングフェアなどで式場の見学をするとつい気分が盛り上がりすぎてしまい、「割引は今日だけ」などと急がされるままに十分な検討をせず契約してしまうこともあるようですが、最終的には数百万円にもなる高額な契約ですので、契約にあたってはより慎重な対応が求められます。「この式場以外考えられない」という場合以外、急がされてもその場で契約しないようにして、まずは持ち帰ってしっかり検討してください。「式場を押さえるため」に金銭を支払うことになった場合、いつの時点で契約成立となるのか、キャンセルした場合には返金されるのか、などを必ず「約款」で確認してください。

「こんなはずではなかった」と後悔することがないように、晴れの日を気持ちよく迎えるためにも契約は慎重に行いましょう。



ここに気をつけよう！

- 契約を急かされても、その場で申込みをしない。
- 契約の成立時期、キャンセル規定の内容を確認する。
- 見積りの内容について十分な説明を求める。
- 疑問、不安に思ったら最寄りの消費生活相談窓口（188）へ相談する。

消費生活トラブル防止!

地域連携による見守りネットワークづくり!

消費生活でのトラブルや被害は、依然として多数発生しています。

消費者被害の未然防止や早期発見のためには、消費者教育と身近な地域での見守りや消費生活相談機関への誘導が大切です。

県では、安全安心な消費生活のための地域の見守り体制・ネットワークづくりを進めるため、次のとおり公開講座を開催します。地域でのネットワークづくりの手がかりを見つけてみませんか。

消費者教育コーディネーター人材養成公開講座

テーマ：地域連携による見守りネットワークづくり

- **日 時** 平成28年1月27日(水) 13:00～15:30 ※終了時間は前後することがあります。
- **場 所** きらめきプラザ 401会議室 (岡山市北区南方2-13-1)
- **内 容** 基調講演 消費者庁長官 板東久美子さん
パネルディスカッション 見守りネットワーク事例発表 等
- **募集定員** 50名 (定員になり次第締切)
- **問合せ・申込先** 岡山県消費生活センター Tel(086)226-1019
※電話でお申し込みください。
- **主催等** 岡山県 (事業実施団体：公益社団法人全国消費生活相談員協会)

水を吸うと膨らむ!高吸水性樹脂製品の誤飲に注意

幼児が水を吸うと膨らむ樹脂製品(高吸水性樹脂製品)を誤飲してしまい、体内で大きく膨れて十二指腸閉塞を起こして開腹手術で摘出するという事故が起こっています。異物は、吸水することで膨潤するディスプレイ用製品で、吸水前は直径1～1.5cm程度のものが体内で直径約4cmのボール状に膨らんでいました。

高吸水性樹脂製品を誤って飲み込んで放置すると、体内で膨らみ、腸閉塞を引き起こすなど重症となる危険性があります。

高吸水性樹脂製品はインテリア・ディスプレイ用品、芳香剤・消臭剤や虫よけ商品などに使われています。子どもの目や手の届かない場所に保管し、絶対に誤飲しない環境を作りましょう。

誤飲した、もしくは誤飲の疑いがある場合は、速やかに医療機関を受診し、誤飲したものが高吸水性樹脂製品であることを伝えましょう。



●消費生活相談事例●

通信販売の「定期購入」にご注意ください!



新聞の折り込みチラシに洗顔石けんの広告があり、「お試し価格」が安かったので電話で注文した。1回限りのつもりだったのに、商品に同梱されていたお買上げ明細書には定期購入となっていた。販売会社に電話すると「定期購入に同意している。すぐには解約できない。」と言われた。

(赤磐市 女性)

消費者へのアドバイス

通信販売で「1度きりで注文したつもりなのに、商品が定期的に送られてくる」といった相談が寄せられています。

広告の「『定期コースで購入の場合に限り』半額」などの販売条件の記載を見落とししていたケース、注文ハガキに書かれた定期購入の記載を見落とししていたケース、初めから定期購入が前提となっていて、注文時に申し出ないと同じ商品が自動的に送られるようになっていたケースなどがあります。

定期購入にすると、ほとんどの場合は値引きされることから、「値引き」の部分の説明が強調され、定期購入を理解しないまま契約してしまうこともあるようです。

通信販売はクーリング・オフができません。「返品できるかどうか」、「返品できる場合の条件」、「返品できる期間」などは販売会社が定めた「返品特約」に従うことになります。(返品についての表示がない場合は、商品を受け取った日から8日以内に、消費者が送料を負担して返品することができます。)

通信販売を利用する際には、注文する前に契約内容、返品特約を必ず確認してください。また、商品を受け取ったら、商品に同梱されている書類などもよく確認しましょう。

困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加まりました。

見て学ぶだましの手口

制作 川崎市消費者行政センター

26分

若者があいやすい消費者トラブルについて「美容に関するアンケート編」、「ネットワークビジネス編」、「ネット通販編」、「SNSでのトラブル編」の4つの啓発寸劇でわかりやすく学びます。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。



若者向け

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>